

1 おくやみコーナーを開設

ご遺族の負担を減らすため、亡くなられた方に関する市役所での手続きが1か所のできる専用窓口を開設します。各窓口を回らなくても、必要な申請書の作成と提出ができます(原則、事前予約要)。

時 10月8日(金)から、平日、午前9時15分～午後4時、**所** 市役所南館1階情報ルーム、**備** 10月1日から予約受付開始、**用** 利用希望日から土・日曜日、祝日を除いた2日前までに、①予約専用電話☎647・2919(平日、午前8時45分～午後5時15分)、②市HP(右図読み取り)から、③直接、市民生活相談課、**問** 同課☎620・1603



2 最大20%戻ってくる！ ええやん茨木！お買い物で応援キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響で、業績の落ち込みが大きく厳しい経営状況が続く市内中小事業者の売上回復と、非接触型決済(キャッシュレス決済)による「新しい生活様式」の実践のために実施します。**問** 同キャンペーンコールセンター☎0120・094・514

還元内容 1回の支払いで最大20%還元
1決済サービスあたりの付与上限3,000円相当/期間

期 間 10月1日(金)～31日(日)

対象店舗 市HP(右図読み取り)または店舗に掲出しているポスター、各決済サービスのアプリ等でご確認ください。店舗によって対応している決済サービスが異なります。



※ポイント付与や支払い方法等は、一定の条件があります。詳細は各社HPでご確認ください
※一部商品では利用できない場合があります
※上記内容は予告なく変更する場合があります

対象決済サービス
一覧



PayPay



d払い



au PAY



楽天ペイ

3 ふるさと寄附金返礼品協力事業者を募集

市外からの寄附者に茨木への興味や愛着を持ってもらうため、返礼品を提供する協力事業者を随時募集しています。

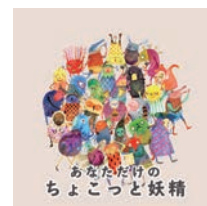
【募集する返礼品】 市内で生産、製造、加工またはサービス提供しているもの等、詳細は市HPの募集要項をご覧ください。

対 本社、支社、事業所、工場、農園等のいずれかが市内にあり、上記の返礼品を提供できる法人または個人事業者、**申** 申込書(市HPからダウンロード)と必要書類を、郵送または直接、〒567-8505 まち魅力発信課☎620・1602



再生パソコン

今年度の返礼品(一部)



イラストオーダー



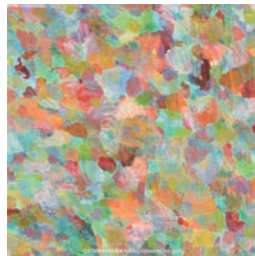
角煮バーガー

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

4 JR 総持寺駅アートプロジェクト SOU の展示作品を入れ替え

と き 来年3月末まで
ところ JR 総持寺駅改札口前自由通路壁面
内 容 8回目の今回は「筆と詩－Brush and Poetry－」をテーマに、小早川桐子さん、澤井玲子さん、中井浩史さん、林 青那さんの4作品を紹介します。詳細は SOU HP (右図読み取り) をご覧ください。
問合せ 文化振興課 ☎ 620・1810



小早川桐子さんの作品



林 青那さんの作品

5 大学奨学金の利子額を10年間補給

市では、大学等卒業後の奨学金返済の負担を軽減し、若者に本市への移住や定住を促進するために、大学奨学金利子補給事業を実施しています。

※ 次の全てを満たす人（生活保護受給者除く）、① 10月1日現在40歳未満、② 奨学金（有利子）の貸与を受けて大学（院）・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程等を修了している、③ 本市に住民登録があり、居住している、④ 奨学金の最終返還期日が2029年10月以降、⑤ 昨年10月1日～9月30日に貸与を受けた本人が奨学金を返還している、⑥ 市税を滞納していない、⑦ 申請者・奨学金返還口座の名義人が奨学金貸与を受けた本人である、⑧ 奨学金の返還について本市の他の補助を受けていない、または受ける予定がない、**※** ⑤の期間中に返還した奨学金の利子額（上限2万円）、**備** 申込後、申請案内を送付（予算を超過した場合抽選、落選者には補欠番号のみ送付）、**申** 10月1日～31日（消印有効）に、市HP（右図読み取り）から申込、または応募用紙（こども政策課で配付、市HPからダウンロード可）とハガキ（63円分の切手貼付、宛名面に応募者の住所・氏名を記入）を封書で、〒567-8505 同課「大学奨学金利子補給事業担当」☎ 620・1625



6 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお早めに

ひとり親世帯分

※ 次のいずれかに該当する人、① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている、② 公的年金給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人のみ）、③ 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給を受けている人と同水準となっている

ひとり親世帯以外分

※ 次のいずれかに該当する人、④ 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和3年度分の住民税均等割が非課税、⑤ 18歳に到達する年度末までの子ども（令和3年4月～令和4年2月末に生まれる新生児も対象、障害児は20歳未満）の養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税と同水準になっている

（共通事項） **※** 児童1人当たり一律5万円、**申** ①④申請不要（④所得更正で課税から非課税になった場合等は申請要）、②③⑤ 11月19日までの平日、午前9時～午後5時に、原則直接、市役所本館1階東玄関ロビー（11月22日以降はこども政策課で来年2月28日まで受付）、**【必要書類等】** ②③⑤申請書等（申請窓口で配付、市HPからダウンロード可）、申請者・請求者の本人確認書類（写）、受取口座を確認できる書類（写）、②③児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（戸籍謄本等）、昨年2月以降の任意の1か月分の給与明細または年金額等がわかる書類（扶養義務者等がいる場合は扶養義務者等の給与明細等）を提出、⑤令和3年1月以降の任意の1か月分の給与明細または年金額等がわかる書類（配偶者等の給与明細等も必要）、**問** 同給付金コールセンター ☎ 655・0160（11月19日まで、平日＝午前9時～午後5時）

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**※**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、